

## 建設工事における労働災害の防止について

過日、本市発注の建設工事において、バックホウの用途外使用及び誘導員を配置がない状態で労働者をアーム・ブース等の作業装置の可動範囲内に立ち入らせ労働者が負傷する事故が発生しました。

労働災害を防止することは、建設工事を施工する受注者の責務であることから、人命尊重・労働者保護の観点から安全確保に関する責任の重要性を再認識していただき、適正な管理を行ってください。

なお、重機の用途外使用等、労働安全衛生法等の関係法令に違反した場合には、指名停止措置等を行う場合があります。